

⑥ 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十二(十五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書						
認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円
交付金等の該当号	2	第 号	当期繰越額の計算	当期繰越額	12	
交付金等の額	3	円		5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13	
当期積立額	4		当期繰越額の計算	同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	14	
(4)の内訳	5			計	15	
(4)のうち損金経理による積立額	6		当期繰越額の計算	当期積立額のうち損金算入額(10)	16	
(4)のうち剰余金の処分による積立額	7			期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)-(14)+(15)	17	
積立限度額の計算	8		当期繰越額の計算	借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金	18	
(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額(別表四「40の①」-「26の①」又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」))	9			差引	19	
積立限度額	9		当期繰越額の計算	借対照表の取崩不足額(14)-((4)-(17-前期の(17)))	20	
当期積立額のうち損金算入額((4)と(9)のうち少ない金額)	10			積立限度超過額(4)-(9)	21	
			前期分	当期に生じた差額の合計額(19)+(20)	22	
				前期末における差額(前期の(18))		

益金算入額の計算					
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	翌期繰越額	
		24	5年を経過した場合	任意取崩し等(25)及び(26)以外の場合	(24)-(25)-(26)-(27)
			25	26	27
					28
当期分					
計		円	円	円	円

「10」欄
 農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の64第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の64第1項」
 ② 「区分番号」欄:「10347」
 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十五)「10」欄の金額(円単位)

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平 . .	平 . .	平 . .	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32				
(32)の内訳	(32)のうち	33				
	(32)のうち	34				
圧縮限度額の計算	準備金等(3)の積み立て	35				
	5年を経過し任意取崩し等	36				
	(3)の積み立て	37				
	所(別表四「40の①」-(10)-別表四「26の①」又は(別表四の二付表「48の①」-(10)-別表四の二付表「35の①」))	38				
	取得価額基準額	39	①	円	②	円
	圧縮限度額((38)、(39)と(40)のうち少ない金額)	40		円		円
	個別資産の圧縮限度額	41		円		円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	42		円		円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	43	④		⑤	円
					⑥	円
						④+⑤+⑥

「43の計」欄
 農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の65第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の65第1項」
 ② 「区分番号」欄:「10348」
 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十五)「43の計」欄の金額(円単位)